



■太良町 竹崎観世音寺

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 20歳になられた皆様は、国民年金への加入が義務付けられています。…………… 2
- 年金受給者の皆様へ～源泉徴収票が送付されます…………… 2
- 事業主の皆様へ～「賞与支払届」の届出はお済みですか?…………… 3
- 平成26年中に国民年金を納付された皆様へ～納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。…………… 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 特定保健指導というサービスをご存知ですか…………… 4
- 前号お知らせ分…………… 5
- お知らせ～特定健康診査(特定健診)について(40歳から74歳までの被扶養者様)…………… 5

●佐賀県社会保険協会

- 1月の社会保険事務講習会ごあんない(出産・育児・介護に関する講習)…………… 6
- 従業員の皆様へ 講習会ごあんない(60歳からの年金・雇用保険・健康保険)…………… 7
- 年金相談窓口開設等のご案内…………… 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは…………… 8

職場内で閲覧しましょう

あけまして おめでとうございます



日本年金機構は、発足以来、年金記録問題の早期解決及びお客様一人ひとりの期待に応えられるサービス機関としての充実を目指して、日々、業務の運営に努めてまいりました。

私たちは、お客様の目線で考え、お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供することをお約束するとともに、身近で信頼される年金事務所であるよう、全職員一丸となって取り組んでまいります。

日本年金機構 佐賀年金事務所長
日本年金機構 唐津年金事務所長
日本年金機構 武雄年金事務所長

■ 新成人のみなさま おめでとうございます

20歳になられた皆様は、 国民年金への加入が義務付けられています。

国民年金(基礎年金)の3つのメリットと保険料免除・納付猶予制度

- ① 老後を支えます …………… **老齢基礎年金**
 - ② けがや病気で障害が残ったときに支えます …………… **障害基礎年金**
 - ③ 加入者が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた方を支えます …… **遺族基礎年金**
- 保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」など保険料の支払を猶予する制度があります。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

■ 年金受給者の皆様へ 源泉徴収票が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に順次送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、年金事務所又は『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)までお問い合わせください。
なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL 0954-23-0121

事業主の皆様へ

「賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給されたときは、**支給日から5日以内**に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払が行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

● 資格取得月・資格喪失月の取扱い ●

- 資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については、保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

平成26年中に国民年金を納付された皆様へ

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」が、日本年金機構本部から昨年11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、**本年の2月上旬**に同様の証明書が送付されます。

確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。(その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)

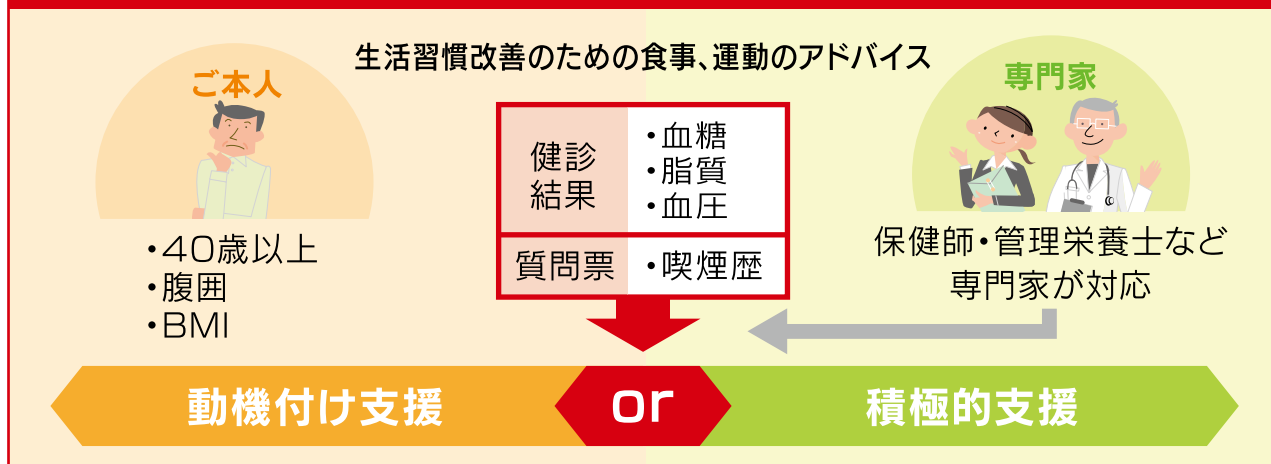
税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。

特定保健指導 というサービスをご存知ですか

当協会のプロの保健師・管理栄養士が全力でサポート

しかも
無料

特定保健指導



- 40歳～74歳の協会けんぽ加入者をご利用できます。
- 対象となる方には、健診後に当協会からご案内をいたします。
- メタボリックシンドロームのリスクに応じて「**動機づけ支援**」「**積極的支援**」の2つの指導方法があります。

動機付け支援(きっかけ作り)と積極的支援(継続的サポート)の2つのタイプについて

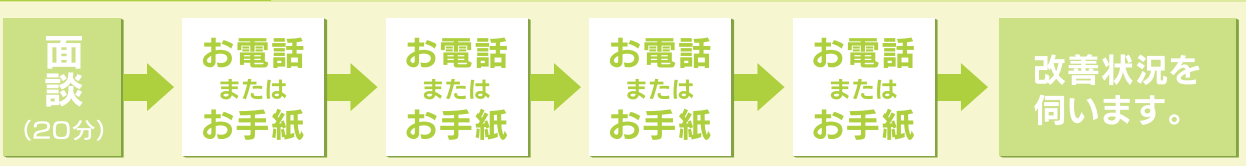
動機付け支援

メタボリックシンドロームのリスクが**出現**してきた方が対象となります。保健師・管理栄養士との面談では、健診の結果を踏まえて生活改善のアドバイスをいたします。



積極的支援

メタボリックシンドロームのリスクが**複数重なった方**が対象となります。保健師・管理栄養士が6カ月間、生活改善のためにお電話やお手紙等で継続的にサポートします。



メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索



前号お知らせ分

当協会では、特定保健指導とは別に、今年生活習慣病予防健診を受診され、血圧・血糖の項目が要治療と結果が出た方で、まだ受診されていない従業員（被保険者）様に、右のお手紙を送付しております。

お手紙が届いた従業員様から受診のご相談がございましたら、積極的に受診させてください。

自覚症状がない今こそ、治療に取り組むことが大切な時期です。



〒840-8560 佐賀市駅南本町 6-4
協会 太郎 様

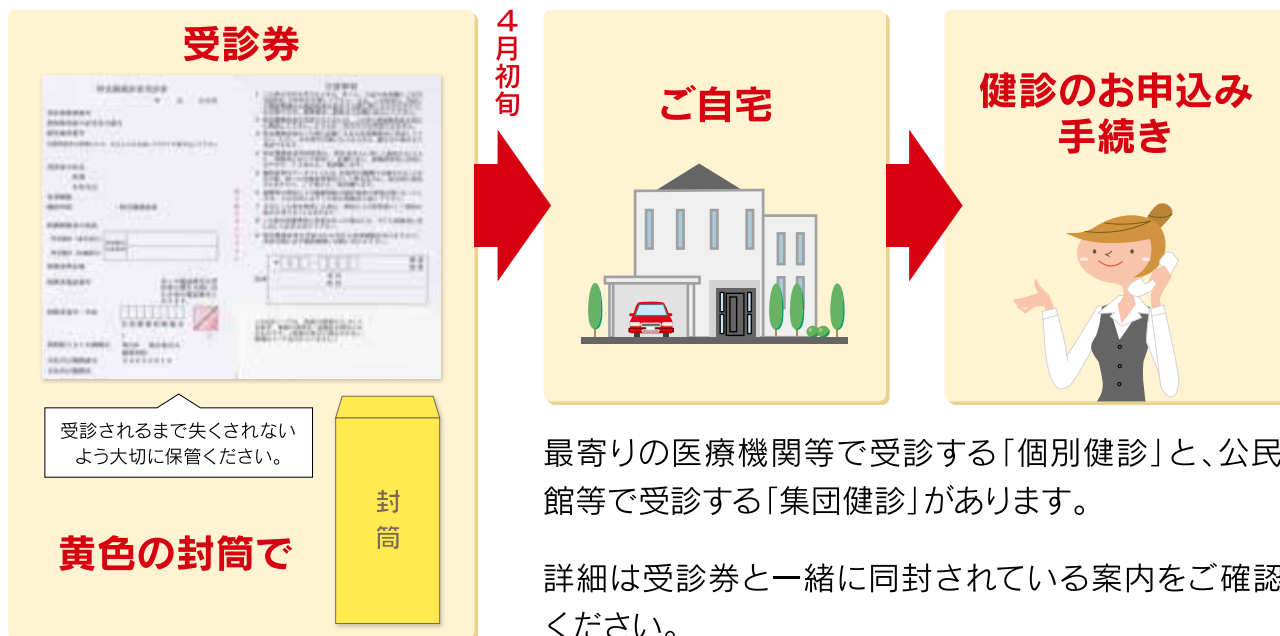


お知らせ

特定健康診査(特定健診)について 40歳から74歳までの被扶養者様

受診券を4月初旬に、黄色の封筒でご自宅へ直送します。

当協会で把握している住所が旧住所等の理由で、直送できなかった場合は、事業主様宛に郵送することになります。被保険者様等を通じ、被扶養者様のお手元に届くようご協力願います。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
TEL 0952-27-0611 (代表)



平成

26
年度

社会保険事務講習会のご案内

出産・育児・介護に関する講習

出産・育児・介護休業の手続きや
給付等に関する講習を行います。

講師 ● 社会保険労務士

地区	日程	会場
佐賀会場	平成27年1月9日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖会場	平成27年1月15日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄会場	平成27年1月16日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	平成27年1月19日(月)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)

実施時間(各会場共通) ▶ 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加費

会員事業所は無料

(但し、平成26年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場・日時	(佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 唐津) 会場 / 平成 年 月 日 ()		
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 TEL:		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

従業員の
皆様へ

60歳からの年金・雇用保険・健康保険

これから年金を受給される**従業員の方**を対象に、
働きながらの年金受給や
年金と雇用保険の調整及び失業保険や
退職後の健康保険の選択などについて学びます。

日曜日の
特別講習会
です！

地区	日程	会場
武雄会場	平成27年2月1日(日)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	平成27年2月15日(日)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	平成27年2月22日(日)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
鳥栖会場	平成27年3月1日(日)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

実施時間(各会場共通) 9:10受付 ▶ 9:30開始 ▶ 11:50終了予定

募集定員 武雄・佐賀…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 **事業所にお勤めの従業員の方**

参加費 **会員事業所は無料**
(但し、平成26年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ
一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会



参加申込書

整理番号	☎ おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場・日時	(武雄 ・ 佐賀 ・ 唐津 ・ 鳥栖) 会場 / 平成 年 月 日 ()	
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒 TEL:	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成27年2月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2 延長相談 19時まで	3 鹿島市民会館 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (予約)
15	16 延長相談 19時まで	17 鹿島市民会館 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25 有田町役場 本庁舎 (予約)	26	27 伊万里市役所 (予約)	28

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までにお申しください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

● 一般的な年金相談に関するお問い合わせは ●

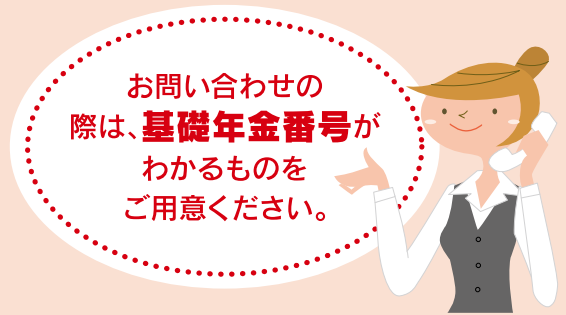
『ねんきんダイヤル』

0570-05-1165 (ナビダイヤル)へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は **03-6700-1165** にお電話ください。

受付時間

- 月曜日 8:30～19:00
- 火～金曜日 8:30～17:15
- 第2土曜日 9:30～16:00



- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成27年1月分保険料の
納付期限は平成27年3月2日(月)です。